

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援（事業者向け）

令和3年5月10日現在

1. 給付金

① 一時支援金（申請期限：令和3年5月31日まで）

※令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さまに一時支援金を給付します。

問：一時支援金事務局 ☎0120-211-240

② 月次支援金（受付開始は令和3年6月以降の予定）

※令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さまに月次給付金を給付します。

問：月次給付金事務局 ☎0120-211-240

③ 事業再構築補助金（第二次公募は5月中旬ごろから受付開始）

※新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

問：事業再構築補助金事務局コールセンター ☎0570-012-088

④ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

感染症の影響で令和2年4月～9月までの間に休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、支援金・給付金を支給します。

問：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

⑤ 事業者向け補助金等申請サポート事業（令和3年8月31日まで申請期限を延長しました）

国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を、社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給します。

問：尾道市商工課 ☎0848-38-9183

⑥ 感染防止対策支援事業補助金（令和3年6月30日まで申請受付期間を延長しました）

新型コロナウイルス感染防止のために、市内の施工業者に依頼して店舗等の施設整備を実施する事業者へ、改修費用の一部を補助します。

問：尾道市商工課 ☎0848-38-9183

2. 資金繰り対策

(1) 中小企業・小規模事業者・個人事業者（フリーランス）向け

① 実質無利子貸付（民間資金）

県の融資制度を活用し、民間金融機関でも当初3年間、実質無利子・無担保となる融資を行います。事前に市でセーフティネット保証4号・5号等の認定申請が必要です。

4号：売上高が前年同月比20%以上減少

5号：売上高が前年同月比5%以上減少

問：尾道市商工課 ☎0848-38-9182（※借入申込みは、取引先金融機関）

② 危機関連保証

市の認定を受けることで、一般保証枠やセーフティネット保証枠とは別枠の保証が利用可能になります。（売上高が前年同月比15%以上減少）

問：尾道市商工課 ☎0848-38-9182（※借入申込みは、取引先金融機関）

③ 小規模事業者経営改善資金（マル経）融資

商工団体等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、無担保・無保証人で融資を行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年又は前々年比で5%以上減少している事業者には、貸出金利が0.9%引き下げられます。（市の利子補給により、実質無利子でご利用いただけます）

問：尾道商工会議所 ☎0848-22-2165

因島商工会議所 ☎0845-22-2211

尾道しまなみ商工会 ☎0848-44-3005

(2) 旅館・飲食店・喫茶店向け

① 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年比で5%以上減少している旅館、飲食店及び喫茶店の営業者に対し、融資を行います。

問：日本政策金融公庫 尾道支店 ☎0848-22-6111

(3) 農林漁業者等向け

① 農林漁業セーフティネット

農林漁業経営の維持安定が困難となった認定農業者等が、一時的な影響に対して緊急的に必要となる長期資金について、融資を行います。

問：日本政策金融公庫 広島支店 ☎082-249-9152

(4) 社会福祉施設等向け

① 福祉医療貸付事業における優遇融資

感染症の影響で事業停止等になった福祉・医療関係施設に対し、優遇融資を行います。

問：独立行政法人福祉医療機構 大阪支店

☎06-6252-0216 (福祉関係施設) ☎06-6252-0219 (医療関係施設)

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた投資への支援

① 生産性革命推進事業 (小規模事業者持続化補助金)

小規模事業者が商工団体の助言等を受け、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組に補助を行います。

問：尾道商工会議所 ☎0848-22-2165 因島商工会議所 ☎0845-22-2211

尾道しまなみ商工会 ☎0848-44-3005

② 固定資産税の特例の拡充

新規に設備投資をおこなう中小企業者等を支援するため、現行の先端設備等に該当する資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象を拡充します。

問：中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎0570-077322

4. 休暇取得や在宅勤務等への支援

① 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得促進に対する支援

労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に、助成金を支給します。

問：学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999

② 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置)

(令和3年6月30日まで延長されました)

労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

問：ハローワーク尾道 ☎0848-23-8609

☆以下の関係機関のホームページも、併せてご確認ください。

【広島県】

【経済産業省】

【厚生労働省】

【尾道市】

